

日本人工臓器学会選出評議員審査のための業績の基準

日本人工臓器学会選出評議員になるための審査を受けようとする者は審査の行われる前年の12月31日現在¹⁾において、つぎの各号に定める業績の基準のうち第1号～第4号および第6号の基準を合算して43単位以上の業績を有するか、または第5号の各項のいずれかに該当することを必要とする。

また、日本人工臓器学会定款施行細則第10条の条件をそなえているものとする(2016年12月1日以前より本会正会員であり、かつ会費を完納²⁾していること。過去6年の学会大会に3回以上参加していること。2022年12月1日現在で満66歳未満であること)。原則6年間の正会員歴を要するが、学生会員歴はその2分の1を正会員歴として置き換えることが出来る。

業績の単位については、別紙基準表の通りとする。

第1号 論文

過去6ヵ年間に、本会またはこれと深い関連を有する内外学術団体の機関誌またはこれらに準ずる学術刊行物³⁾に、人工臓器の研究を主体とした論文(原著のほか総説、解説、講座などを含む)を掲載し、または、人工臓器に関する学術図書の著作を行ったことがあること。

第2号 発表

1. 過去6ヵ年間に本会が主催した学会大会において、研究発表を行ったことがあること。
2. 過去6ヵ年間に、本会と深い関連を有する内外学術団体が主催した全国的又はそれ以上の規模⁴⁾の学術集会において人工臓器の研究を主体とした研究発表を行ったことがあること。
3. 過去6ヵ年間に日本人工臓器学会教育セミナー⁵⁾において、講演を行ったことがあること。
4. 本会が主催した学会大会時に開催された企業共催セミナーで講演を行ったことがあること。

第3号 座長・司会

過去6ヵ年間に、本会が主催した学会大会、日本人工臓器学会教育セミナー⁵⁾、本会が主催した学会大会時に開催された企業共催セミナーにおいて、研究発表の座長または司会を行ったことがあること。

第4号 出席

過去6ヵ年間に、本会が主催した学会大会、もしくは日本人工臓器学会教育セミナー⁵⁾に出席したことがあること。
※ただし、本会が主催した学会大会に3回以上出席していることが必須条件となる(定款施行細則第10条2項)。

第5号 役員歴

つぎの各項に掲げる本会役員としての経歴を有すること。

1. 本会の大会長であったこと。または現に大会長であること。
2. 本会の理事・監事であったこと。または現に理事・監事であること。

第6号 その他 (JOAO誌査読数・委員歴・APSAO会員)

過去6ヵ年間に、本会発行のJOAO誌に投稿された論文を査読したことがあること。過去6ヵ年間に、本会の常設委員の委員を務めたことがあること。但し、同一委員会については複数年にわたる委員歴でも3単位のみを加算とする。アジア環太平洋人工臓器学会(APSAO)会員であること。

[注]

- 1) 今回は、2017年1月1日から2022年申請日迄となる。
- 2) 2022年度までの会費を完納していること。
- 3) 学術刊行物として下記のものは含まない。
 - ・学内紀要およびそれに準ずる刊行物
 - ・地域学術団体が発行する雑誌
 - ・職域雑誌
 - ・企業が発行するもの
- 4) 地方会は含まない。また全国的であっても小集会を対象とせず、通常の学会の年次学術集会あるいはそれに匹敵するか、またはそれを越える水準と規模の学術集会を意味する。
- 5) 本会が主催する教育セミナー(「人工臓器」、「体外循環と補助循環」)が該当する。

【提出に際しての注意】

第1号～第4号の業績については、審査申請書とともにつぎの各項の資料を準備し、手元に保管する。無作為に抽出された10%の申請者は資料を提出するものとする。

1. 第1号 論文の業績については、つぎのとおりとする。
 - ア. 論文については、その別刷またはその複写。

注) 例年人工臓器に関係のない論文で業績申請をされる方がおられますので、ご注意の上ご申請をお願いします。
 - イ. 図書については、分担執筆であるか否かおよび筆頭著者か連名著者かまたは編集、監修などに携ったことなど、必要事項を明示することのできる目次などの複写。
 - ウ. 同一テーマによる場合は、第1号と第2号の単位は重複加算しない(大会で発表し、大会号に集録されたものは、どちらかの単位となる)。
2. 第2号 発表の業績についてはつぎのとおりとする。
 - ア. 要旨形式等によって掲載された記録のあるものは、その別刷またはその複写。
 - イ. 要旨形式等によって掲載された記録のないものは、その学術集会や教育セミナーのプログラムの当該部分を明示することのできる複写とする。
3. 第3号 座長・司会の業績については、学術集会、もしくは日本人工臓器学会教育セミナーのプログラムの当該部分を明示することのできる複写とする。
4. 第4号 出席の業績については、つぎのとおりとする。
 - ア. 学術集会の出席については、その参加証の複写。
 - イ. 日本人工臓器学会教育セミナーについては、受講証の複写。なお、上記と同様の証明ができるものであれば認めるものとする。
5. 例年、業績単位(43単位)に満たない申請者がいるので、余裕をもって、多目の点数となるよう準備すること。